

第8回岐阜地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成18年11月28日（火）午後1時30分から午後4時

2 開催場所

岐阜地方裁判所法廷棟予備室

3 出席者

大野嘉弘委員，片山俊雄委員，斎藤茂委員，島谷信子委員，鈴木雅雄委員，
土屋哲夫委員，野村克之委員，藤澤隆子委員，松井逸朗委員，山崎寿美枝委員
(五十音順)

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 広報用映画「評議」の上映

※「評議」に関する委員の感想等は，別紙のとおり（○は一般の委員，□は法曹関係の委員）

(3) 岐阜地方裁判所の本年度の裁判員制度に関する広報活動について

※資料及びパワーポイント（写真）を使用して，出張講義，模擬裁判，市民講座，岐阜信長祭りでの広報，団体法廷傍聴等について説明

(4) 意見交換

テーマ「裁判員制度及びこれに関する広報等について」

委員から出された意見等は，別紙のとおり（○は一般の委員，□は法曹関係の委員）

なお，「地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京），司法改革大阪各界懇談会（大阪）」からのアンケートについては，回答しないこととし，今後も同様のアンケートには回答しないこととした。

(5) 次回の意見交換のテーマについて

「労働審判や少額訴訟等の新しい制度について」

(6) 次回期日

平成19年5月16日（水）午後1時30分

(7) 本日の議事概要について

委員会終了後、報道関係に公表し、裁判所のホームページに掲載する。

なお、委員会の冒頭において、今回の委員会以降、議事について、報道機関に公開し、ペン取材を認めることにした（委員長あいさつまでは、従前どおり写真取材も可）。

(別紙)

「評議」に関する委員の感想等

- この事件の被告人は、映画では、裁判員裁判によって執行猶予となったが、現行の裁判制度によれば、実刑になる可能性が高かったということはないか。
 - 事案としては、執行猶予付きになるか、実刑になるかの限界事例ではないかと思われる。
- 実刑にするかどうかは、最終的には、多数決によって決めることになるのか。
 - 評議を重ねることが大前提であるが、最終的には多数決によって評決することになる。ただし、評決には、裁判官及び裁判員の双方を含む過半数の意見が必要である。
- 評議においては、裁判員は、専門家である裁判官の意見を早い段階で聞きたくなるのではないか。
 - 評議の在り方の問題で、例えば、裁判官が最初に自らの意見を述べるのは、裁判員にとって、押し付けではないか、裁判官が評議（結果）をリードしているのではないかということになってしまうと、裁判員制度の意義が没却されてしまう。裁判官も合議体の一員として、意見を述べることになるが、ある程度の自制が必要なときもあり、また、裁判官の意見が裁判員に与える影響も考え、評議は裁判員と裁判官との協働で成り立つことを踏まえて、タイミングよく裁判官の意見を述べることが大切であると考えます。

テーマ「裁判員制度及びこれに関する広報等について」委員から出された意見等

- 岐阜地裁として、出張講義など様々な広報活動を数多く実施していることに驚いたが、裁判員として参加する上での不安の一つに仕事を休めるかということがあると思う。休暇を取りやすい環境とするため、企業経営者の理解が不可欠であり、それに対する広報が大切である。極端に言えば、裁判員制度という公益性の高さから、国の施策として、裁判員（候補者）となった場合は、有給休暇とするように会社（経営者）に対して、強い拘束力を持たせることも必要ではないかと考える。
- これまでの広報活動は、個人を対象としたもので、その実施には意義があり、苦勞もあったと推測する。しかし、今後の広報活動としては、裁判員が会社を休める環境、従業員が裁判員に選ばれたら、送り出してもらえるようにすることが重要である。そのためには、雇用主を重点に広報（説明）していく必要がある。
- 私は、特定の時期に仕事が繁忙となるため、裁判員の選任手続に興味を持っていたところ、先日の新聞で、選任段階で個人の仕事などの事情を加味して、ある程度柔軟に対応してもらえるとという記事を目にした。制度の概要は広報されているが、裁判員が具体的にどのように選ばれ、その後、どのようなことをするのかは、まだまだ国民に浸透していないと思う。その辺りの広報もしてもらいたい。
- 企業等に対して、有給休暇の義務付け等の特別な立法はできなかったところであり、今後、裁判員制度について、企業等の理解を深めてもらい、従業員等が裁判員となった場合、会社を休める環境となるような説明、広報を予定している。

具体的な裁判員選任手続のイメージは、最近になって公表されたものであり、これは、先に行われたアンケートの結果に応えたものでもある。国民の負担軽減という観点から、例えば、農繁期における農業従事者等、特定の時期に参加が困難であると申し出た方については、裁判所への呼出しの対象から外すなど、柔軟に運用することとしている。

- 裁判員に選任されると、その裁判は、何日ぐらいで終わるのか。
- 過去の事件に基づく統計による限り、裁判員裁判の対象となる事件の半数以上は、3日間程度で終わることができる見込みである。裁判は、原則として連

続開廷される。3日間程度で終わることができない事件については、例えば、9日間の連続開廷ということもできないので、週3日で3週間実施ということも考えられる。

- 裁判員の日当などは、どのようになっているのか。
 - 日当、旅費及び宿泊料が支払われることは決まっているが、具体的な金額は決まっていない。
- 会社を有給休暇で休み、日当をもらうのは二重の受給となるように思う。
 - 裁判員制度の円滑な運用のための環境整備として、今後、裁判所として企業に対する休暇制度の充実への働きかけ、育児、介護施設の実情把握と受入に関する取り組みを説明、依頼していく予定である。
 - 裁判所には、現在、申立人待合室にベビーベッドがあるようだが、それを更に充実させ、たとえば、育児ルームを整備し、保育士を雇うといったことも検討する余地もあるのではないか。
- 法廷棟の女性用トイレが少ないと思う。
- 裁判員広報の方法として、年間計画として、市町村の広報（誌）を使わない手はないと思う。
- 出張講義というのは準備を含めてかなりの重労働であると考え。中長期的な広報としては、中学生や高校生に裁判所に来てもらって、説明を受けたり、裁判を傍聴することで、将来、裁判員になったとき、自分の考えを持てるようになる効果があり、それに関して、教育委員会への提言も検討する価値がある。
- 裁判員の構成として、年齢や男女の別についてのバランスは考慮されるのか。
 - 選任手続としては、年齢などのバランスを考えることにはなっていない。
 - 裁判員にとって、事実認定も難しいと思うが、それ以上に量刑が分からないのではないか。
 - 類似事例の裁判例を紹介することになると考えるが、同種の事案は、前例と全く同一の評決となるということは期待されていないのではないか。
 - 評議は、裁判官3人、裁判員6人の合議、協働ということは分かったが、事件について、裁判官だけで合議（評議）をすることはしないのか。
 - 評議の運営についての打合せはするが、裁判官のみで9人の評議の方向性を変えたり、決めたりすることはない。